

公募公告

令和8年度海外旅行会社との取引拡大推進事業業務委託の企画提案を公募するので、次のとおり公示する。

令和8年4月24日

福井県知事 石田 嵩人

1 目的

この事業は、「海外から福井県への観光客誘致を促進するため、貸切バスを利用し福井県内へ送客する国内外の旅行事業者への支援」（以下、「助成Ⅰ」という。）および「福井県を目的地とする外国人観光客向けの旅行商品の造成担当者等を招へいして行う、福井県内の観光素材や宿泊施設、観光施設等の視察への支援」（以下、「助成Ⅱ」という。）を行うに当たって、事業内容等を十分に理解し、迅速かつ正確に執行することが可能な事業者に運営を委託する。

2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務の名称 令和8年度海外旅行会社との取引拡大推進事業業務委託
- (2) 公告業務の内容 令和8年度海外旅行会社との取引拡大推進事業業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 履行期限 令和9年3月19日(金)
- (4) 委託上限額 委託料は、助成Ⅰについては2,409,000円(消費税等諸税を含む)、助成Ⅱについては386,000円(消費税等諸税を含む)を上限とする。助成金受領者に対する助成金の振込みにかかる手数料は受領者負担とするため、委託料には見込まないこと。
なお、この事業において必要となる助成金の原資は以下の額を上限として別途交付する。
助成Ⅰ：12,600,000円
(うち、閑散期加算分600,000円)
助成Ⅱ：2,014,000円
※本業務は、複数の財源を用いて実施するものであるため、助成ごとに執行方法等が異なる場合がある。
- (5) 契約期間 契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

3 参加資格

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 日本において法人格を有していること。
- (2) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。また、日本語、英語

および中国語（簡体字・繁体字）によりコミュニケーションおよび文書の作成を行えること。

- (3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 スケジュール

本募集等にかかるスケジュールは次のとおり。

内容	対応様式	提出形式	提出期限
質問票提出期限	様式3	電子ファイル	令和8年4月30日（木） 15:00必着
参加申請書提出期限	様式1、様式2	電子ファイル	令和8年5月8日（金） 15:00必着
企画提案書提出期限 （参考見積りを含む。）	様式4	電子ファイル	令和8年5月18日（月） 15:00必着

5 本業務の質問に関する事項

本業務の質問および回答の期限は次のとおりとする。

- (1) 質問 令和8年4月30日(木)15時までに、質問票(様式3)により、電子メールで提出する。
- (2) 提出先 「13 問い合わせ先」に同じ。
- (3) 回答 令和8年5月1日(金)までに、応募者全員に電子メールまたは福井県ホームページに掲載する方法により回答する。福井県ホームページに掲載する方法による場合、その掲載先は「14 様式等の掲載」に同じ。
なお、質問が多数ある場合等、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

6 参加資格の認定の申請手続等

(1) 参加資格確認書類

ア 企画提案に参加する者は、下記の書類を提出すること。これにより参加資格要件を審査する。

・参加申請書(様式1)

複数の事業所が共同で参加する場合、代表するものを定め、その者が提出すること。

・会社概要(任意様式)

・過去2年以内の類似事業の契約書等の写し(履行実績がある場合)

・日本の履歴事項全部証明書(写し可)(3か月以内発行に限る)

・応募資格誓約書(様式2)

・福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは、競争入札参加資格審査申請書(受付印を押したもの)の写しあるいは、競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し

※競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。

・直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書等)

・コンプライアンス規定(規定を有する場合)

イ 上記アの提出が無い場合、または書類の提出により3に定める参加資格を満たさないことが判明した場合、本公募への参加を認めない。

ウ 上記アの書類の取得・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出期限 令和8年5月8日(金)15:00必着

(3) 提出方法

ア 「4 スケジュール」の提出形式区分に従い提出すること。

イ 電子ファイルは、電子メールにより下記宛先まで送信すること。なお、10MBを超える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否されるため、提出方法について福井県インバウンド交流課に確認を行うこと。

(4) 提出先 「13 問い合わせ先」に同じ。

(5) 受領確認

ア 県は、上記（１）の書類提出を確認した際、応募を確認した事を電話または電子メールで連絡する。

イ 県から応募を確認した旨の連絡がなかった場合、上記（２）の提出期限の翌開庁日 15時までに、「13 問い合わせ先」の担当者に電話で連絡をすること。なお、これを過ぎた場合、県は応募がなかったものとみなすので注意すること。

（６）参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和８年５月１２日（火）までに電話または電子メールで通知する。参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電話または電子メールにて通知する。

（７）企画提案書の提出辞退

参加申請書提出後、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を電子メールにて、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、不利益な取扱いを行わない。

7 企画提案書の提出手続

（１）上記 6（６）で参加資格を認定された者は、次により企画提案書を提出すること。

（２）委託内容は、仕様書のとおりである。

（３）提出期限 令和８年５月１８日（月） 15：00 必着

（４）提出書類

企画提案書は 1 者につき 1 案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

ア 企画提案書の提出について（様式 4）

イ 企画提案書（内容は、仕様書を踏まえたものとする。なお、提出後の追加および変更は認めない。）（様式任意。ただし以下を条件とする。）

・ サイズ：A4（縦）

・ 頁数：30 頁以内（表紙含む。）

※提案内容を分かりやすく、できる限り詳細に記載すること。

※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

・ 文字：本文 11 ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く。）

企画提案書は以下の項目に従い作成すること。

項目	記載内容および留意事項
受託事業の実施体制	・ 責任者および本業務の実施体制、県との連絡体制（人的配置等、事務局内のレイアウト、事務局内で実施する、個人情報漏洩対策・セキュリティ対策など） ・ 地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績 ・ 責任者の経歴、実務経験等 ・ 当該業務を他の事業者と連携して行う場合、連携を行う他の事業者との役割分担を明確にした上で記載すること。

事務局の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語、英語および中国語（簡体字・繁体字）によりコミュニケーションおよび文書の作成等を行える人材または手段を有していること。 ※日本語、英語および中国語（簡体字・繁体字）によるコミュニケーションが取れること、上記の言語により、文書の作成等ができることを必須とする。 ・韓国語によりコミュニケーションおよび文書の作成等を行える適切な人材、手段を有していること。 ※韓国語によるコミュニケーションが取れること、文書の作成等ができることは必須要件ではなく、該当する場合のみ加点対象とする。 ・助成金が二重に交付されることがないように重複チェックの体制や申請・実績の書類等に対する審査体制
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間中の実効性のある業務スケジュールを記載すること。
過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績（過去2年以内） ※日本の自治体、国、政府関係機関からの受託業務を優先的に記載すること。
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積りは、仕様書第5（1）および本業務に係る諸経費の内訳金額を記載すること。<u>助成Ⅰ、助成Ⅱそれぞれの業務について経費配分が分かるよう、できるだけ詳細に記載すること。</u>ただし、2（4）「委託上限額」に定める<u>助成金の原資を見積りに含めること。</u> ・見積金額は日本円建てで記載すること。 ・2（4）「委託上限額」に定める金額を上限とし、本体価格と消費税額を明記すること。 ・契約は日本円で締結し、為替変動による契約金額の変更は行わない。

(5) 提出方法

ア 「4スケジュール」の提出形式区分に従い提出すること。

イ 電子ファイルは、電子メールにより下記宛先まで送信すること。なお、10MBを越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否されるため、提出方法について福井県インバウンド交流課に確認を行うこと。

ウ 企画提案書は、提出後の追加、訂正は不可とする。

(6) 提出先 「13 問い合わせ先」に同じ。

8 費用負担

- (1) 応募者が提案する企画内容を実施するために必要な費用は、7(4)見積金額の見積りに全て含むこと。
- (2) 業務の実施にあたって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。
- (3) 本企画提案の応募に係る経費は全て応募者の負担とする。

9 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

10 審査方法等

- (1) 県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。
- (2) 審査は以下の評価基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は一切受け付けない。

業務把握：・本業務の内容を十分に理解しているか。

ア 実施体制：・業務を適正かつ確実、効果的に実施する体制を有するか。

・地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績を有するか。

・責任者の経歴、実務経験等は十分か。

・重複チェックの体制や申請の書類等に対する審査体制が整っているか。

・指定公金事務取扱者に該当するか。(該当する場合は加点)

※指定公金事務取扱者とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項を根拠規定とし、公金事務を取り扱うことができるものを指す。

イ 提案内容：・日本語、英語および中国語(簡体字・繁体字)によりコミュニケーションおよび文書の作成等を行える適切な人材、手段を有しているか。

・韓国語によりコミュニケーションおよび文書の作成等を行える適切な人材、手段を有しているか。(必須ではなく、該当する場合は加点)

・早期に事業実施体制が整い、円滑な遂行が可能なスケジュールか。

ウ 過去の実績：・提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するか。本業務を適切に執行するノウハウを有するか。

エ 価格：見積りの積算は妥当か。費用対効果が優れているか。

- (3) 審査にあたり、審査員が企画提案応募者に対し、ヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

- ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

1 1 契約

- (1) 県は優先交渉権者と協議を行い、契約の仕様や金額等について内容の詳細を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の選定時において、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし協議を行う。
- (3) 契約予定者は、県と必要な協議が整った後、県が指定する期日までに改めて見積書を提出する。
- (4) 見積書の内容を精査の上、契約予定者と随意契約により、助成Ⅰ、助成Ⅱのそれぞれの業務について契約を締結する。
※企画提案の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。
また、契約内容は仕様書および提案書に基づいて決定するが、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
※本契約にかかる事務は、県の公金の支出に関する事務にあたることから、契約にあたっては、契約予定者は、別途、県と協議の上、必要な手続きを行うこと。
- (5) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10/100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (6) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。

1 2 その他の注意事項

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 手続きで使用する言語および契約に用いる通貨は、日本語および日本円に限る。
- (3) 審査の結果、優先交渉権者の選定に至らない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、当該応募者の提案を無効にする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 優先交渉権者となった者は、会計法令に基づく契約手続きの完了までは県との契約関係は生じない。
- (7) この公募要領に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

1 3 問い合わせ先

〒910-0005

福井県福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 相道、小坂

電話: [0776-20-0699](tel:0776-20-0699)

電子メール: inbound@pref.fukui.lg.jp

1 4 様式等の掲載

福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/kaigairyokou-1.html>)

からダウンロードすることができる。